

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月29日
【会社名】	株式会社STUDIOUS
【英訳名】	STUDIOUS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03-6455-0644(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03-6455-0644(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 中水 英紀
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 280,185,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 595,550,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 138,777,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	119,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1.平成27年7月29日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成27年8月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3.「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、50,100株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である中水英紀(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年7月29日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式50,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4.本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成27年8月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成27年8月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	119,000	280,185,500	151,629,800
計(総発行株式)	119,000	280,185,500	151,629,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年7月29日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年8月25日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,770円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は329,630,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 8月26日(水) 至 平成27年 8月31日(月)	未定 (注) 4	平成27年 9月 1日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年 8月17日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 8月25日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 8月17日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年 8月25日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年 8月25日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年 9月 2日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年 8月18日から平成27年 8月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20番2号

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年9月1日（火）までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	119,000	-

- （注）1. 各引受人の引受株式数は、平成27年8月17日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年8月25日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,259,600	5,000,000	298,259,600

- （注）1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,770円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額298,259千円及び「1 新規発行株式」の（注）3に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限127,264千円については、新規出店のための設備投資資金及び差入保証金に充当する予定であります。内訳は、平成28年2月期は設備投資資金に100,000千円を、平成29年2月期は設備投資資金に159,000千円を、差入保証金に72,000千円を、残額は平成30年2月期に設備投資資金に充当する予定であります。

なお、最近日（平成27年6月30日）現在の設備計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年8月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	215,000	595,550,000	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 NVCC6号投資事業有限責任組合 215,000株
計(総売出株式)	-	215,000	595,550,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、50,100株を上限として、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,770円)で算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 8月26日(水) 至 平成27年 8月31日(月)	100	未定 (注)2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(平成27年8月25日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	50,100	138,777,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	50,100	138,777,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,770円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 8月26日(水) 至 平成27年 8月31日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年8月25日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、50,100株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年9月30日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年9月30日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年8月25日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年7月29日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,100株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年10月5日（月）

（注）1．払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。

2．割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年8月25日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である中水英紀、当社株主である谷正人、鹿島克美、株式会社MT Asset Management、株式会社K Asset Management及び株式会社ASIA Asset Managementは、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年2月28日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等及び発行会社の普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却を行わないことを約束しております。

売出人であるNVC C 6号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年11月30日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、107,500株の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）及び発行会社の普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却を行わないことを約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(2) 裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(3) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

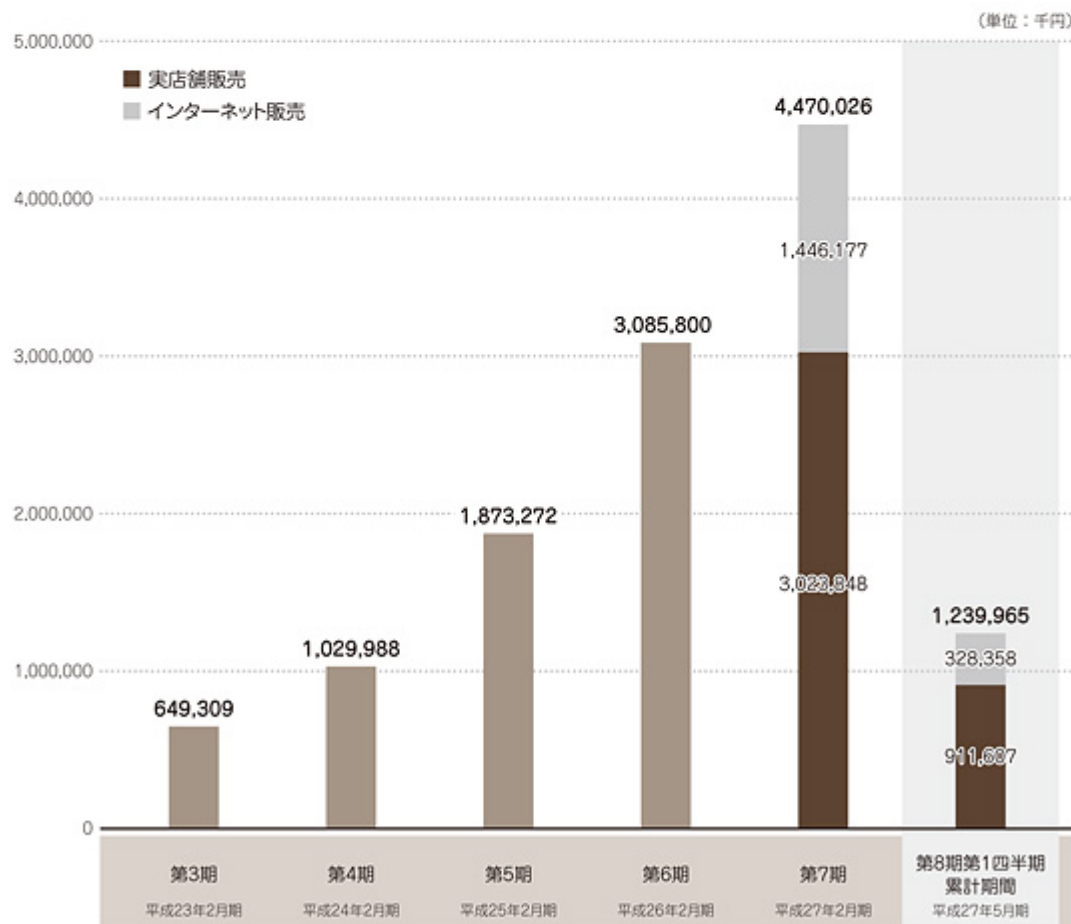
1 事業の概況

当社は、衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。当社は、「日本発ファッション・スタイルを世界へ」という企業理念により、日本国内の最先端TOKYOブランド(注1)に特化したセレクトショップ「STUDIOUS」及び、日本の高い技術と品質によって作られた商品に特化したグローバルコンテンポラリーブランド(注2)「UNITED TOKYO」の運営を行っており、「STUDIOUS」においては取扱う商品全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品であり、「UNITED TOKYO」においては全てが日本国内で生産されたオリジナル商品であります。

(注1) 日本国内の最先端TOKYOブランドとは、原宿・青山・表参道エリアを中心とした東京の流行発信地における、トレンドセッターと呼ばれる流行最先端の人々が現在進行形で身につける、最も旬な国内ブランドと当社では位置づけております。

(注2) グローバルコンテンポラリーブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエイションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社では位置づけております。

● 売上高構成



(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第3期、第4期、第5期、第6期につきましては、売上高の区分は行っておりません。

2 事業の内容

(「STUDIOUS」と「UNITED TOKYO」2つの業態の違い)

	STUDIOUS	UNITED TOKYO
コンセプト	日本国内の最先端TOKYOブランドに特化したセレクトショップ	日本の新たなモードスタイルを世界へ発信するALL MADE IN JAPANの「グローバルコンテンポラリー」ブランド
ターゲット年齢層	20代から30代	20代から40代
サイズ展開	細め	普通
取扱商品	ブランド商品と、(ブランド商品への入門的位置づけの)オリジナル商品	(幅広い層のお客様に、日本のクリエイティビティや品質をワードローブに取り入れていただくための)オリジナル商品

「STUDIOUS」は「UNITED TOKYO」より衣料品への消費嗜好が高めの顧客層を想定しております。また、想定顧客単価を若干高めに想定しております。

(商品の分類)

ブランド商品は、当社のバイヤーが日本国内のファッションブランドより買い付けた商品であります。STUDIOUS業態店舗で取扱いしております。

Brand list - 取扱ブランドの一例 -



ファッション
商品

オリジナル商品は、当社の商品企画担当者が、国内縫製メーカー等と連携し、当社独自の商品として販売するものであります。実際に店舗でお客様と接する店舗スタッフの意見を取り入れ、試作を行いながら製作しております。ブランド商品と比較して価格も手頃なため、店舗に来られるお客様にとって、日本製品の良さを知っていただく役割も担っている商品と当社では位置づけております。商品は、STUDIOUS業態店舗向けのもの、UNITED TOKYO業態店舗向けのものに分けられます。

オリジナル商品

STUDIOUS



UNITED TOKYO



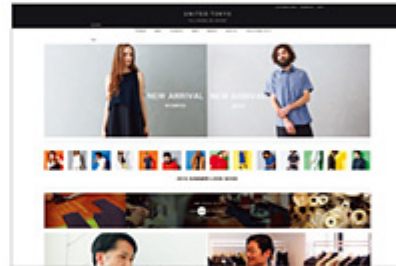
(1) 実店舗販売

当社は平成27年6月末現在、国内では東京・原宿や大阪・南堀江等に、落ち着いた雰囲気でお客様に買い物を楽しんでいただける路面店を4店(全てSTUDIOUS業態)、お客様が足を運びやすい大都市圏ターミナル駅前ファッションビルに入居するビルイン店舗を15店(STUDIOUS業態12店、UNITED TOKYO業態3店)展開しております。当社の店舗スタッフは販売に加え、ブランド展示会に足を運び、仕入に直接関わるほか、店舗独自の販促企画にも関わっております。



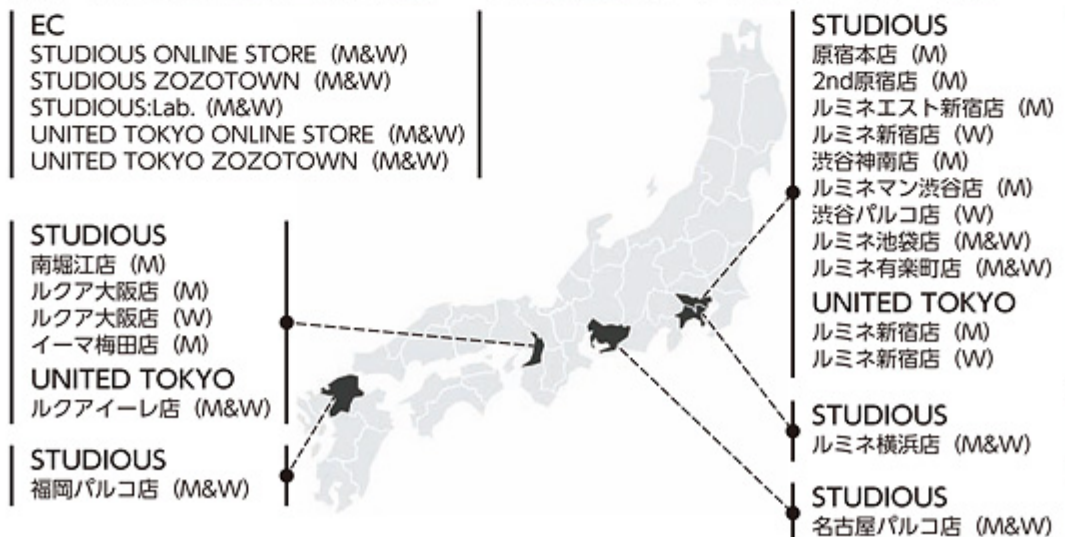
(2) インターネット販売

当社は平成27年6月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」及び「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、株式会社スタートトゥデイの運営するオンラインモール「ZOZOTOWN」内に「STUDIOUS ZOZOTOWN」及び「STUDIOUS:Lab.」、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」を運営しております。

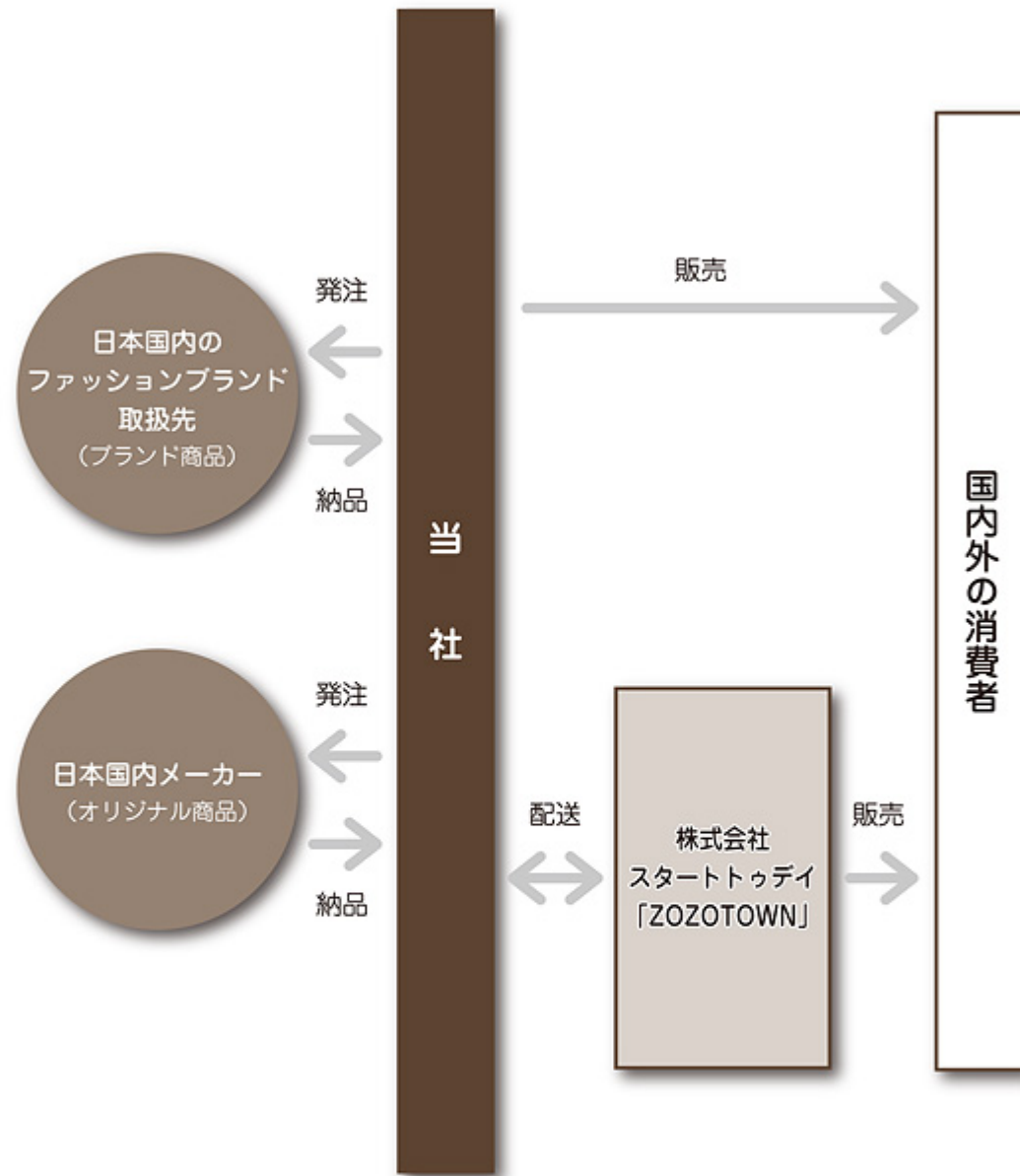


SHOP LIST - 展開店舗 -

平成27年6月末現在、国内19店舗・EC5店舗運営 (M:メンズ店舗、W:ウィメンズ店舗)



● 事業系統図



3 業績等の推移

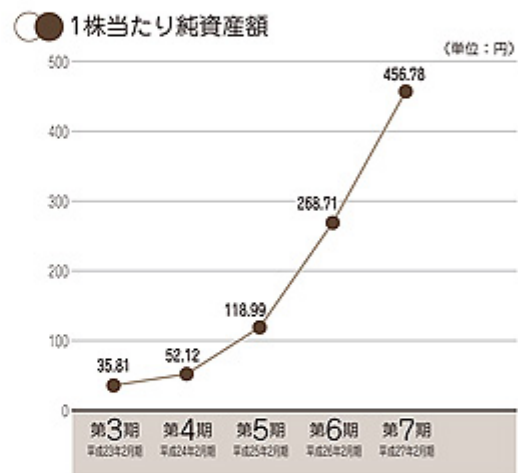
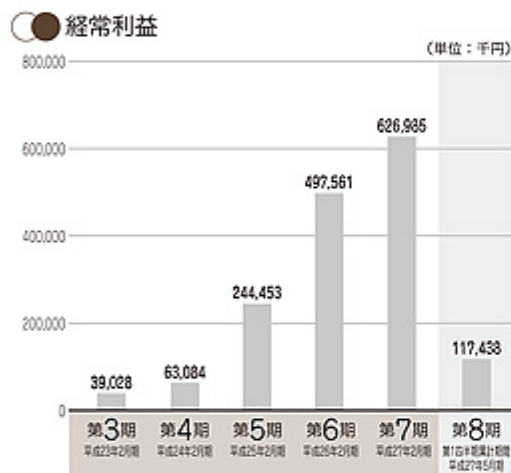
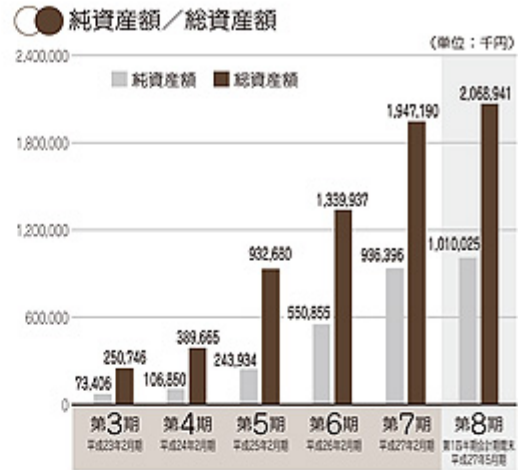
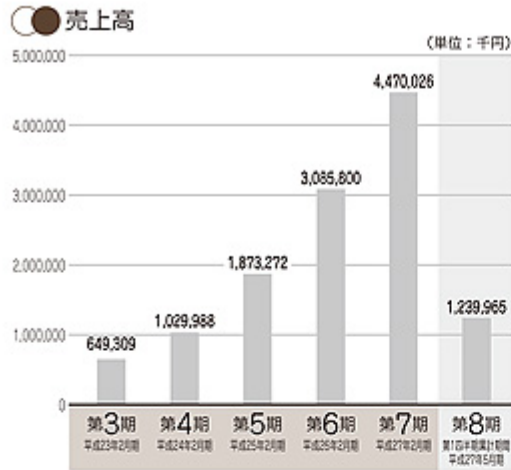
提出会社の経営指標等

(単位：千円)

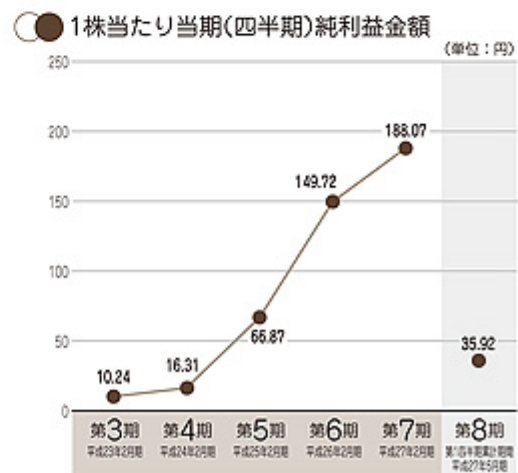
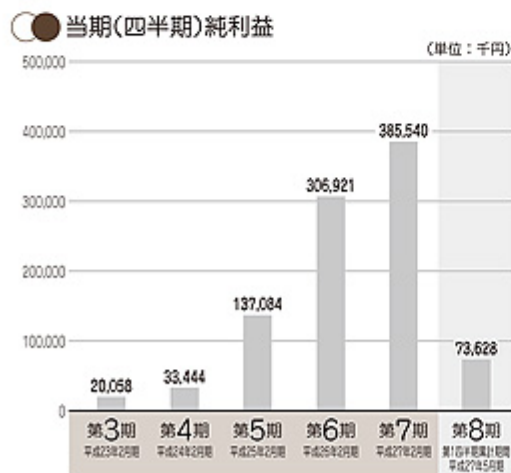
回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第1四半期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成27年5月
売上高	649,309	1,029,988	1,873,272	3,085,800	4,470,026	1,239,965
経常利益	39,028	63,084	244,453	497,561	626,985	117,438
当期(四半期)純利益	20,058	33,444	137,084	306,921	385,540	73,628
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	37,350	37,350	37,350	37,350	37,350	37,350
発行済株式総数 (株)	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050,000
純資産額	73,406	106,850	243,934	550,855	936,396	1,010,025
総資産額	250,746	389,665	932,680	1,339,937	1,947,190	2,068,941
1株当たり純資産額 (円)	35,807.83	52,122.07	118,992.61	268.71	456.78	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	10,239.46	16,314.24	66,870.54	149.72	188.07	35.92
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.3	27.4	26.2	41.1	48.1	48.8
自己資本利益率 (%)	38.3	37.1	78.2	77.2	51.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	372,230	356,825	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△116,307	△252,286	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△157,667	145,671	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	601,279	851,489	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	13 (19)	21 (27)	32 (35)	43 (46)	68 (55)	- (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
 4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 7. 当社は第6期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第3期、第4期、第5期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
 8. 前事業年度(第6期)及び当事業年度(第7期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。なお、第8期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
 9. 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
 平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
 10. 第8期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第8期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第8期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
 11. 当社は、平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第1四半期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成27年5月
1株当たり純資産額 (円)	35.81	52.12	118.99	268.71	456.78	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	10.24	16.31	66.87	149.72	188.07	35.92
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)



(注) 当社は、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。



(注) 当社は、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記では第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
売上高	(千円)	649,309	1,029,988	1,873,272	3,085,800	4,470,026
経常利益	(千円)	39,028	63,084	244,453	497,561	626,985
当期純利益	(千円)	20,058	33,444	137,084	306,921	385,540
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	37,350	37,350	37,350	37,350	37,350
発行済株式総数	(株)	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
純資産額	(千円)	73,406	106,850	243,934	550,855	936,396
総資産額	(千円)	250,746	389,665	932,680	1,339,937	1,947,190
1株当たり純資産額	(円)	35,807.83	52,122.07	118,992.61	268.71	456.78
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	10,239.46	16,314.24	66,870.54	149.72	188.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	29.3	27.4	26.2	41.1	48.1
自己資本利益率	(%)	38.3	37.1	78.2	77.2	51.9
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	372,230	356,825
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	116,307	252,286
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	157,667	145,671
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	-	601,279	851,489
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	13 (19)	21 (27)	32 (35)	43 (46)	68 (55)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 当社は第6期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第3期、第4期、第5期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。

8. 前事業年度(第6期)及び当事業年度(第7期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
9. 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
1株当たり純資産額 (円)	35.81	52.12	118.99	268.71	456.78
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.24	16.31	66.87	149.72	188.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

年月	変遷の内容
平成20年12月	株式会社STUDIOUSを設立(資本金300万円)
平成21年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 原宿本店」及び「STUDIOUS ONLINE STORE」の譲受により、STUDIOUS事業開始
平成22年2月	関西地区初となる、「STUDIOUS 心齋橋店」を出店
平成22年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 新宿店」を譲受、これをもって全STUDIOUS店舗を取得し事業譲受が完了。
平成23年8月	株式会社スタートトゥデイ運営のオンラインモール「ZOZOTOWN」内に、「STUDIOUS ZOZOTOWN」出店
平成24年12月	関西地区初の路面店「STUDIOUS 南堀江店」を出店
平成25年3月	中京地区初となる、「STUDIOUS 名古屋店」を出店
平成25年12月	「ZOZOTOWN」内に、新たに「STUDIOUS:Lab.」を出店
平成26年11月	九州地区初となる、「STUDIOUS 福岡店」を出店
平成27年3月	UNITED TOKYO業態を開始し、「UNITED TOKYO WOMENS新宿店」、「UNITED TOKYO MENS新宿店」、自社直営WEBサイト「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、「ZOZOTOWN」内に、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」の4店を出店
平成27年4月	UNITED TOKYO業態として初めての関西地区店舗「UNITED TOKYO 大阪店」を出店

3【事業の内容】

当社は、衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。当社は、「日本発ファッション・スタイルを世界へ」という企業理念により、日本国内の最先端TOKYOブランド(注1)に特化したセレクトショップ「STUDIOUS」及び、日本の高い技術と品質によって作られた商品に特化したグローバルコンテンポラリーブランド(注2)「UNITED TOKYO」の運営を行っており、「STUDIOUS」においては取扱う商品全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品であり、「UNITED TOKYO」においては全てが日本国内で生産されたオリジナル商品であります。

なお、当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、実店舗・インターネット販売について記載しております。

(注1) 日本国内の最先端TOKYOブランドとは、原宿・青山・表参道エリアを中心とした東京の流行発信地における、トレンドセッターと呼ばれる流行最先端の人々が現在進行形で身につける、最も旬な国内ブランドと当社では位置づけております。

(注2) グローバルコンテンポラリーブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエイションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社では位置づけております。

(「STUDIOUS」と「UNITED TOKYO」 2つの業態の違い)

	STUDIOUS	UNITED TOKYO
コンセプト	日本国内の最先端TOKYOブランドに特化したセレクトショップ	日本の新たなモードスタイルを世界へ発信するALL MADE IN JAPANの「グローバルコンテンポラリー」ブランド
ターゲット年齢層	20代から30代	20代から40代
サイズ展開	細め	普通
取扱商品	ブランド商品と、(ブランド商品への入門的位置づけの)オリジナル商品	(幅広い層のお客様に、日本のクリエイティビティや品質をワードローブに取り入れていただくための)オリジナル商品

「STUDIOUS」は「UNITED TOKYO」より衣料品への消費嗜好が高めの顧客層を想定しております。また、想定顧客単価を若干高めに想定しております。

(商品の分類)

ブランド商品	<p>ブランド商品は、当社のバイヤーが日本国内のファッションブランドより買い付けた商品であります。STUDIOUS業態店舗で取扱いしております。</p> <p>(取り扱いブランドの一例)</p> <p>「JUNYA WATANABE COMME des GARÇONS MAN」、「kolor BEACON」、「UNDERCOVER」、「SOPH.」、「MIHARAYASUHIRO」、「JOHN LAWRENCE SULLIVAN」、「ATTACHMENT」、「N.HOOLYWOOD」、「White Mountaineering」、「JULIUS」、「GANRYU」、「LAD MUSICIAN」、「FACTOTUM」、「soe」、「beautiful people」、「G.V.G.V」、「muller of yoshiokubo」、「plumpynuts」、「TOGA PULLA」、「08sircus」、「MUVEIL WORK」、「AKIRA NAKA」、「ADAWAS」、「Pippichic」、「Y-3」、「Yuge」、「Kaon」</p>
オリジナル商品	<p>オリジナル商品は、当社の商品企画担当者が、国内縫製メーカー等と連携し、当社独自の商品として販売するものであります。実際に店舗でお客様と接する店舗スタッフの意見を取り入れ、試作を行いながら製作しております。ブランド商品と比較して価格も手頃なため、店舗に来られるお客様にとって、日本製品の良さを知っていただく役割も担っている商品と当社では位置づけております。</p> <p>商品は、STUDIOUS業態店舗向けのもの、UNITED TOKYO業態店舗向けのものに分けられます。</p>

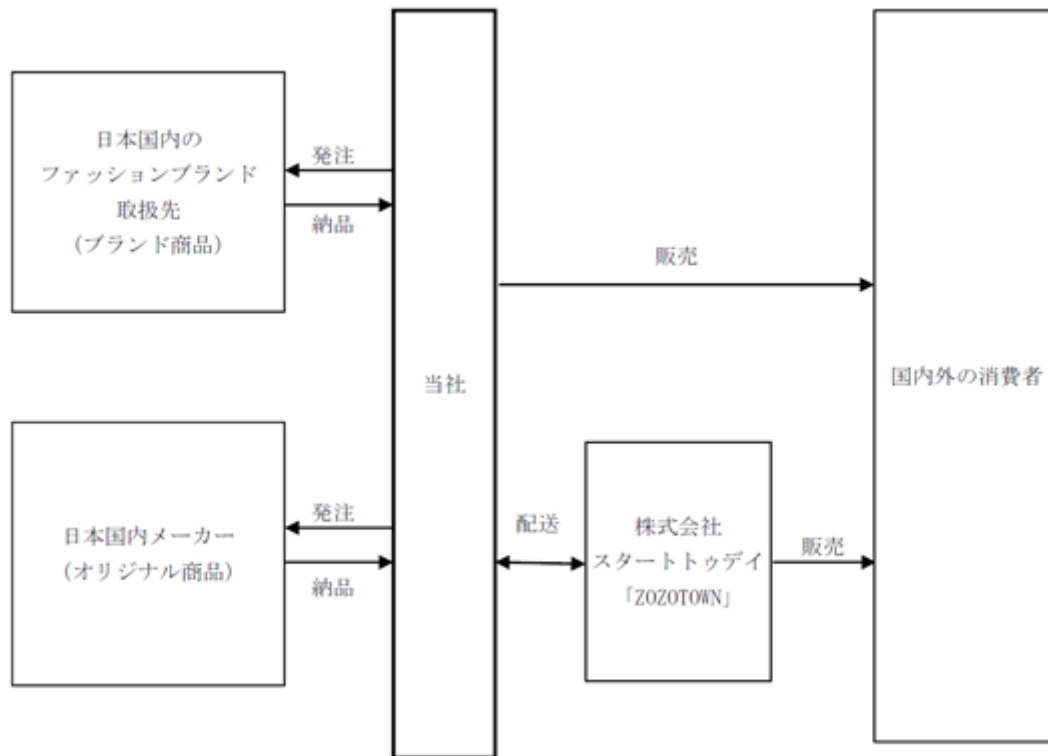
(1) 実店舗販売

当社は平成27年6月末現在、国内では東京・原宿や大阪・南堀江等に、落ち着いた雰囲気でお客様に買い物を楽しんでいただける路面店を4店(全てSTUDIOUS業態)、お客様が足を運びやすい大都市圏ターミナル駅前ファッションビルに入居するビルイン店舗を15店(STUDIOUS業態12店、UNITED TOKYO業態3店)展開しております。当社の店舗スタッフは販売に加え、ブランド展示会に足を運び、仕入に直接関わるほか、店舗独自の販促企画にも関わっております。

(2) インターネット販売

当社は平成27年6月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」及び「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、株式会社スタートトゥデイの運営するオンラインモール「ZOZOTOWN」内に「STUDIOUS ZOZOTOWN」及び「STUDIOUS:Lab.」、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」を運営しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
92(61)	28.1	2.2	4,921

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

4. 従業員数が前事業年度末と比較して24名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第7期事業年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府と日銀による経済政策及び金融政策を背景に、年後半からの原油価格の大幅下落や、1ドル120円前後へ進んだ円安なども追い風となり、企業業績の改善、設備投資の回復及び雇用の拡大など、景気は回復基調で推移いたしました。しかしながら、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が長引き、欧州や中国での景気減速など、景気は先行き不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましては、外国人観光客の増加によってインバウンド(注)消費が伸びたものの、前年よりも早い梅雨入りや局地的豪雨、相次ぐ台風の上陸などの天候要因や、消費税率の引き上げが客足に影響を与え、調達環境においては円安により仕入コストが上昇するなど、厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当社は、商品ラインナップ等の拡充を進めてまいりました。

出店は、STUDIOUS WOMENS大阪店、STUDIOUS横浜店、STUDIOUS福岡店の3店舗がオープンいたしました。

退店は、ルミネマン渋谷内「tune inspired by STUDIOUS」、大丸心齋橋店内「STUDIOUS心齋橋店」の2店舗をクローズいたしました。

店舗の移転は、STUDIOUS大阪店を同一建物内で拡張移転いたしました。

以上により、当事業年度の業績は、売上高4,470,026千円(前年同期比44.9%増)、営業利益628,139千円(同26.0%増)、経常利益626,985千円(同26.0%増)、当期純利益385,540千円(同25.6%増)となりました。

(注) インバウンドとは、外国から日本を訪れる観光のことをいいます。

第8期第1四半期累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済・財政政策を背景に緩やかな回復基調が続きました。

当社の属する衣料品小売業界におきましては、消費税率の改定以降長期化する個人消費の低迷など、不透明な事業環境が継続しました。

このような状況のもとで、当社は、前事業年度より引き続き、商品力の強化、人材の確保と育成、インバウンド需要への対応、インターネット販売の強化等に取り組んでまいりました。

また、創立以来日本製あるいは日本国内ブランドに特化することで培ってきた、日本製商品の企画力や、店舗での販売力を生かし、より幅広い年代をターゲットとした新業態「UNITED TOKYO」の店舗展開を当期より開始いたしました。

出店は、STUDIOUS業態におきましては、STUDIOUS有楽町店、STUDIOUS TOKYO梅田店の2店舗がオープンいたしました。当事業年度より開始いたしました、UNITED TOKYO業態においては、UNITED TOKYO WOMENS新宿店、UNITED TOKYO MENS新宿店、UNITED TOKYO 大阪店、UNITED TOKYO ONLINE STORE、UNITED TOKYO ZOZOTOWNの5店舗がオープンいたしました。

以上により、当第1四半期累計期間の売上高は、1,239,965千円、営業利益117,724千円、経常利益117,438千円、四半期純利益73,628千円となりました。

(2)キャッシュ・フロー

第7期事業年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ250,210千円増加し、当事業年度末には851,489千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は356,825千円(前年同期比4.1%減)となりました。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益612,703千円、減価償却費30,004千円、及び仕入債務の増加額72,144千円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額227,813千円、たな卸資産の増加額198,275千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は252,286千円(同116.9%増)となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出137,823千円及び差入保証金の差入による支出107,435千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は145,671千円となりました。(前事業年度は157,667千円の支出)これは、短期借入金の純増加額が261,620千円あった一方、長期借入金の返済による支出115,949千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)		第8期第1四半期累計期間
	仕入高	前年同期比(%)	仕入高
衣料品販売事業(千円)	2,289,731	157.0	653,160
合計(千円)	2,289,731	157.0	653,160

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)		第8期第1四半期累計期間
	販売高	前年同期比(%)	販売高
衣料品販売事業			
うち、実店舗販売(千円)	3,023,848	137.1	911,607
うち、インターネット販売 (千円)	1,446,177	164.4	328,358
合計(千円)	4,470,026	144.9	1,239,965

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 参考として販売経路ごとの内訳を記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は下記の7点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

(1) 商品力の強化

当社は、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望新興ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、当社独自のピッカー制度（店舗主導の商品選定制度）による取扱商品の取捨選択の精度向上及びプロパー消化率（注）向上を図ってまいります。

なお、当社独自のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで高品質で付加価値の高い商品の開発及び他社との差別化を図ってまいります。

（注） プロパー消化率とは、そのシーズンに売れた全商品に対する定価で売れた商品の比率のことをいいます。

(2) 戦略的な店舗展開

当社は、出店候補地について商圈規模、立地条件並びに出店条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する三大都市圏の駅ビルを中心に出店を進めていく方針であります。引き続き国内主要都市の優良デベロッパーとの関係強化及び物件・テナント情報の収集を継続し、有望な出店場所の確保に注力してまいります。

また、海外展開に向けて、成長市場であるアジアを中心に有望な出店場所に関する分析・調査につきましても強化してまいります。

(3) 大型店舗の運営力強化

既存店の中でも比較的小規模な店舗においては、スペースの制約から商品ラインナップが限定され、来店客の多様なニーズに必ずしも応えきれておりません。このため、当社では店舗の大型化を推進し、幅広く商品展開することで、販売機会の取りこぼしの防止に取り組むと考えております。しかしながら、大型店舗にはより多くの設備投資、在庫の保持が必要であり、運営の成否によっては多額の損失が発生する可能性もあります。

大型店の運営力強化のために、取扱ブランド・アイテム数の拡充、在庫投入のタイミング・数量の適正化、店舗オペレーション手法の工夫、管理体制の整備等の施策を、引き続き推進してまいります。

(4) 人材の確保と育成

衣料品小売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて人材採用・育成を推進し、サービスの向上に努めてまいります。

人事政策につきましては、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の整備を引き続き行う方針であります。

また、新卒採用につきましても、数及び質の両面において、引き続き強化を進めてまいります。景気回復により競合他社のみならず異業種間でも人材獲得競争が激化する中、採用説明会に加えて、インターンシップ制度等施策を通じ、当社の魅力を十分に伝え、優秀な人材の確保に努めてまいります。加えて、増加する海外客への対応と、海外展開時の現地派遣人員育成のため、アジア圏からの留学生を中心としたマルチリンガル人材の採用にも、注力してまいります。

(5) UNITED TOKYO業態の今後の展開について

平成27年3月にスタートしたUNITED TOKYO業態は、当社のターゲット顧客層を拡大するキーファクターであり、成長の源泉です。当業態はスタート後から当初目標通りの順調なスタートを切ることができましたが、運営実績期間が短く、今後の事業拡大のためには、より確度の高い商品投入計画の策定、出店場所の厳選、取扱商品の綿密な企画及び、優秀な人材資源の投入により、全社を挙げて業態の安定軌道化と拡大の準備を進めてまいります。

(6) インバウンド需要への対応

昨今の外国人観光客の増加により、当社の外国人観光客向けの売上高も過去最高額に達しております。今後も、査証発行の緩和や東京五輪開催に向けた世界からの注目の高まりなどにより、日本を訪れる外国人旅行者の数は増加していくことが見込まれます。増大するインバウンド需要を取り込むため、当社は、外国語を話す人材の確保や外国人客向けサービスの拡充等に取り組んでまいります。

(7) インターネット販売の強化

当社のインターネット経由の売上は毎年増加しており、当事業年度末における全体に占める割合は約32%(平成27年2月期)と、同業他社と比べて、高い水準にあります。このため当社は、高まるオンラインショッピング需要の取り込みを図るべく、システムの見直しや人員の拡充、ウェブ媒体へのプレス活動強化、ホームページの品質向上など、高い成長を維持していくために尽力してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) マクロ経済の状況について

日本国内の経済環境の変化は、日本国内の顧客の購買力を変化させ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、海外各国の景気動向や為替相場の変動等は、海外在住の顧客の購買力を変化させ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 消費者嗜好の変化について

当社は、流行の影響を受けやすい、衣料品・服飾品を中心に商品展開を行っております。特に、当社は、日本国内の最先端TOKYOブランドに特化し、取扱う商品は全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品としており、こうした品揃えを支持するファッション感度の比較的高い顧客層を主体としております。

当社としては、今後も商品力の強化や新業態の展開等により、顧客の嗜好に 대응すると共に顧客層の拡大を図ってまいります。新規参入の企業による競合の影響等により、当社が顧客の嗜好に対応しきれない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品の品質について

当社で取り扱う商品について、検品や商品管理の不備により、不適切な商品を販売してしまった場合、当社のブランドイメージが毀損する範囲は当社のみならず、仕入先ブランドや入居する商業施設等多方面にわたります。これにより、お客様はじめ取引先への賠償や違約金の支払いが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のオリジナル商品は日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで、他社に比べた品質の優位性を訴求しております。しかし、万一生産委託先において、生産国の虚偽表示があった場合、当社のブランドイメージを毀損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新規業態等について

当社は、ターゲット顧客層の拡大を目的に、UNITED TOKYO業態を開始しております。当社は、今後も新業態の立ち上げや海外展開等の取り組みを進めてまいります。当初想定していた成果を上げることができない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害・事故等について

当社の事業拠点の周辺において地震・火災等の自然災害やテロ・騒擾行為等の人災が発生した場合、営業活動上支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の全店舗は大都市圏の駅前に立地しており、顧客の大部分は鉄道等公共交通機関を利用して来店します。このため、公共交通機関において、事故やストライキ、テロ等が発生し、来店客数が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット販売においては、回線障害等ブロードバンド環境や携帯端末を使ったインターネット接続環境が悪化もしくは中断された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 天候等について

冷夏や暖冬、長梅雨、大雪等、天候変化により、季節的商品の売れ行きに影響を受けた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先について

当社が売掛債権を有する取引先や、テナントとして出店している商業施設については、大手デベロッパーや大手クレジットカード会社等、信用力の高い企業がほとんどですが、万が一倒産その他の事由により売掛債権・保証金等が回収できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入先につきましては、ブランドの事業方針や戦略等の見直し、経営状況や財務内容の悪化等により当社への商品供給の遅延、納入数量の減少または不能等が発生した場合には、営業活動上支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の企業が運営する商業施設への出店集中等について

当社はターミナル駅への出店戦略として、同一地域内でトップクラスの集客力を持つ商業施設に出店する方針としております。これに伴い、特定の企業が運営する商業施設への出店が集中しております。現時点においてこれに該当する店舗の集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、店舗物件で当社の出店条件に合致した物件がない等により、計画通りに出店できない場合には、計画通りの売上高が計上できない可能性があります。また、商業施設の集客力低下等の既存店舗立地環境の変化等により収益性が低下して退店が必要となった場合には、計画通りの売上高が計上できないことに加えて、固定資産除却損を計上する可能性があります。更に、今後の出店先の経営方針の変更により、当社が営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の企業が運営するオンラインモールでの売上依存度について

当社の全売上の中で、特定の企業が運営するオンラインモールに出店した店舗の売上が29%（平成27年2月期）を占めております。現時点において、該当するオンラインモールの集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の出店先の経営方針の変更により、当社が営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材について

当社で手がける店舗では、独自のピッカー制度（店舗主導の商品選定制度）を導入しており、店舗スタッフの業務は単なる販売オペレーションに留まるものではありません。また、当社では付加価値の高い商品を取扱いに努めており、その為に必要な、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力は、一朝一夕に体得できるものではありません。また、商品企画担当者、パイヤー等、専門的業務に従事する従業員も多く、加えて、従業員のメディア露出による販売促進活動も行っております。このように、当社にとっては人材は重要な経営資源であります。このため、人材市場の需給が引き締まった場合や、当社にとって重要な人材が外部に流出した場合に、業容拡大の計画や営業活動に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 代表取締役CEO谷正人への依存の高さについて

当社の創業者であり、代表取締役CEO兼STUDIOUS事業部長である谷正人は、当社の事業展開の方向性の決定や、毎シーズンの商品構成の決定等、当社の意思決定過程において重要な役割を果たしています。このため、当社は組織的な意思決定システムの構築や、マネジメントを担い得る人材の育成により、谷個人への依存度を引き下げる努力を行っておりますが、谷が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムについて

当社は事業運営において、POSシステム、インターネット販売システム、会計システム等各種システムを使用しております。これらが万一機能不全に陥った場合、事業活動に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社では国内外で商標権など知的財産権を所有しており、法令の定めに従って権利の保全に努めていますが、第三者による当社の権利の侵害により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発の阻害を招いた場合には、当社の経営成績もしくは財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では第三者の知的財産権を侵害しないよう監視・管理を行っておりますが、万一第三者から損害賠償及び使用差し止め請求等が為され金銭の支払いが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 各種法令について

当社事業を取り巻く、特定商取引に関する法律等諸法令や、消費税・法人税等各種租税について、今後変更があった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社では法令遵守を徹底しておりますが、万一各種法令に違反する事象が起きた場合、当社のブランドイメージの毀損や損害賠償など多額の費用負担等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報管理について

当社は営業活動上、個人情報等を保有しております。個人情報漏洩防止の対策は万全を期しておりますが、万一情報漏洩が起こった場合は、賠償責任の発生や信用失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 小規模組織であることについて

当社は、取締役3名（非常勤取締役1名を含む）、監査役3名（非常勤監査役2名を含む）及び従業員数が92名（平成27年6月末現在）と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。これらのストックオプションが権利行使された場合、新株式が発行され、株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は415,000株であり、公募増資前の発行済株式総数2,050,000株の20.2%に相当しております。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照下さい。

(19) 配当政策について

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社の事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、創業以来平成27年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。なお、内部留保につきましては、財務体質の強化、及び事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

資産

当事業年度における資産合計は前事業年度末に比べて607,253千円増加し1,947,190千円となりました。これは、主として現金及び預金が250,210千円、商品が197,432千円増加したことによるものです。

負債

当事業年度における負債合計は前事業年度末に比べて、221,713千円増加し1,010,794千円となりました。これは、主として短期借入金が261,620千円増加したことによるものです。

純資産

純資産は前事業年度末に比べて、385,540千円増加し936,396千円となりました。これは、当期純利益385,540千円を計上したことによるものです。

第8期第1四半期累計期間（自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日）

資産

当第1四半期会計期間末の資産合計は、2,068,941千円と前事業年度末に比べて121,750千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金178,084千円の減少があったものの、売掛金102,228千円の増加、有形固定資産101,993千円の増加及びたな卸資産62,210千円の増加があったためであります。

負債

当第1四半期会計期間末の負債合計は、1,058,916千円と前事業年度末に比べて48,121千円の増加となりました。これは主に、未払法人税等が92,689千円減少したものの、買掛金が125,679千円増加し、短期借入金が31,580千円増加したためであります。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、1,010,025千円と前事業年度末に比べ73,628千円増加し、自己資本比率は48.8%となりました。これは、四半期純利益の計上に伴い、利益剰余金が73,628千円増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照下さい。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照下さい。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、衣料品販売事業をコアに事業展開しております。従いまして、個人消費の動向や、各商圈の競合動向等は利益を左右する重要な要因となります。

そのような動向を注視しつつ、当社は代表取締役CEOが社員全員出席の会議にて、直接売上目標や行動指針、経営戦略等のビジョンを発表し、総合的な事業目標を周知しております。これを受けて、各店舗・部門においては各々の独自性を活かし、個別に創意工夫をしながら営業活動を行っております。また、経済産業省「平成26年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、インターネット小売業界の市場規模は11.2兆円で、そのうち衣料品の市場規模は2,200億円となっており、今後も高い成長が続くと見込ん

であります。当社としては、システム更新による在庫切れ防止や、インターネット販売への人的資本増強、ウェブ媒体へのプレス活動強化等により、この恩恵を最大化すべく、たゆまぬ努力を続けてまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。また、当社が最も重要な経営資源と考える人材については、出店計画に応じて綿密に人員計画を策定することで採用活動を適時に行うほか、教育研修制度を充実させることで必要な人材の確保に努める方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自平成26年3月1日至平成27年2月28日）

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は85,882千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、STUDIOUS 大阪店の拡張移転工事に係る投資、当事業年度において出店したSTUDIOUS 福岡店等の店舗設備取得に係る投資であります。設備投資に要した資金は自己資金より充当いたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
STUDIOUS 福岡店	24,015千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 大阪店	19,823千円	拡張移転工事に係る投資等
STUDIOUS 横浜店	19,390千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 大阪店	10,412千円	店舗設備取得に係る投資等
その他	12,239千円	オンラインストアリニューアル費用等
合計	85,882千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

第8期第1四半期累計期間（自平成27年3月1日至平成27年5月31日）

当第1四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は124,041千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、当事業年度において出店したUNITED TOKYO 大阪店等の店舗設備取得に係る投資であります。設備投資に要した資金は自己資金より充当いたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
UNITED TOKYO 大阪店	35,753千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 梅田店	34,704千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 有楽町店	21,978千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO MENS 新宿店	14,844千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO WOMENS 新宿店	13,499千円	店舗設備取得に係る投資等
その他	3,261千円	システム改修費用等
合計	124,041千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に14ヶ所、インターネット上に3ヶ所の店舗を運営しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年2月28日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社(共用) 衣料品販売事業	事務所・ 物流拠点	3,113	787	8,152	2,219	14,273	21 (8)
STUDIOUS原宿本店 (東京都渋谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	9,783	418	-	804	11,006	4 (4)
STUDIOUS神南店 (東京都渋谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	38,662	694	-	1,427	40,783	5 (-)
STUDIOUS名古屋店 (愛知県名古屋市中区)	衣料品販売事業	店舗設備	27,412	429	-	-	27,842	5 (8)
STUDIOUS福岡店 (福岡県福岡市中央区)	衣料品販売事業	店舗設備	19,719	3,211	-	-	22,930	3 (6)
STUDIOUS池袋店 (東京都豊島区)	衣料品販売事業	店舗設備	19,898	393	-	-	20,292	5 (3)
STUDIOUS大阪店 (大阪府大阪市北区)	衣料品販売事業	店舗設備	17,121	1,336	-	-	18,458	3 (6)

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. 当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。
6. 第8期第1四半期累計期間において新設された設備については、「1 設備投資等の概要」に記載しております。なお、平成27年5月31日現在においては、国内に19ヶ所、インターネット上に5ヶ所の店舗を運営しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成27年6月30日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加売場 面積
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
STUDIOUS 京都店(仮称) (京都府京都市下京区)	衣料品販売 事業	店舗設備	39,657	-	公募増資 資金	平成27年 8月	平成27年 9月	90坪
UNITED TOKYO 名古屋店(仮称) (愛知県名古屋市中区)	衣料品販売 事業	店舗設備	34,104	-	公募増資 資金	平成27年 9月	平成27年 10月	78坪
UNITED TOKYO 北大阪店(仮称) (大阪府吹田市)	衣料品販売 事業	店舗設備	27,420	-	公募増資 資金	平成27年 10月	平成27年 11月	62坪
STUDIOUS 新宿新南口店(仮称) (東京都新宿区)	衣料品販売 事業	店舗設備	12,598	-	公募増資 資金	平成28年 2月	平成28年 3月	23坪
平成29年2月期 出店予定6店舗 (STUDIOUS 新宿新南口店(仮称) を除く)	衣料品販売 事業	店舗設備	146,850	-	公募増資 資金	平成28年 3月以降	平成28年 9月まで	(注)2
平成30年2月期 出店予定6店舗	衣料品販売 事業	店舗設備	158,400	-	公募増資 資金、自 己資金、 又は借入 金	平成29年 3月以降	平成29年 9月まで	(注)2

(注) 1. 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2. 現時点において増加売場面積を見積もることは困難であることから、記載しておりません。

3. 当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの重要な設備の新設等の記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,992,000株増加し、8,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,050,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,050,000	-	-

(注) 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月26日を基準日として、平成27年5月27日付で当社普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は2,047,950株増加し、発行済株式総数は2,050,000株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年4月26日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	225(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225(注)1	225,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	100(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年4月27日 至平成34年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 100 資本組入額 50(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による 新株予約権の行使は認め ない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の 承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の
数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1
円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるも
のを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げ
るものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通
株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」
を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転
(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時
点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ
の場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と
いう。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、
再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定め
に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分
割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

4. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承
認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総
会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で決議されたときは、本新株予約権を無償にて取得
することができるものとします。

5. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付をもって普通株式1株を1,000株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

平成25年12月19日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	158(注)1	153(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158(注)1	153,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月20日 至 平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとしします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成27年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
6. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付をもって普通株式1株を1,000株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

平成26年12月12日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	41(注)1	39(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41(注)1	39,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	470,000(注)2	470(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月13日 至 平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 470,000 資本組入額 235,000	発行価格 470 資本組入額 235(注)6
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成28年12月13日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から2年を経過した日

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとし、
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で決議されたとき
 - (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
6. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付をもって普通株式1株を1,000株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月30日 (注)1	220	2,050	11,000	37,350	11,000	21,350
平成27年5月27日 (注)2	2,047,950	2,050,000	-	37,350	-	21,350

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 N V C C 6号投資事業有限責任組合、谷正人、中水英紀

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

2. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	4	-	-	3	7	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	8,900	-	-	11,600	20,500	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	43.41	-	-	56.59	100	-

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,050,000	20,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,050,000	-	-
総株主の議決権	-	20,500	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成24年4月26日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成24年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年12月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社従業員38
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職、放棄等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員26名となっております。

(平成26年12月12日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員40
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職、放棄等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員36名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社の事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来平成27年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。

配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については定時株主総会であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	STUDIOUS 事業部長	谷 正人	昭和58年10月12日生	平成18年4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 平成19年4月 同社 事業部長 平成20年12月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任）	(注)3	430,000
取締役CFO	管理部長	中水 英紀	昭和43年11月20日生	平成3年4月 日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社 平成16年12月 株式会社ノバレーゼ入社 平成20年10月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 平成20年12月 当社設立 取締役CFO就任（現任）	(注)3	310,000
取締役	-	中垣 徹二郎	昭和48年2月2日生	平成8年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成23年4月 同社 投資本部長 平成23年4月 DFJ JAIC Venture Partners,LLC（現：Draper Nexus Venture Partners,LLC）設立 Managing Director就任（現任） 平成25年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成25年12月 株式会社trippiece取締役就任（現任） 平成26年5月 当社取締役就任（現任） 平成26年9月 株式会社イノーバ取締役就任（現任） 平成26年11月 株式会社SHIFT取締役就任（現任）	(注)3	
常勤監査役	-	佐々木 陽三朗	昭和46年11月5日生	平成6年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成12年4月 株式会社シノックス入社 平成13年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 平成16年1月 株式会社アートフードインターナショナル入社 平成16年6月 株式会社レインズインターナショナル入社 平成23年4月 中小企業診断士登録 平成26年5月 当社監査役就任（現任）	(注)4	
監査役	-	小島 圭介	昭和43年1月28日生	平成3年4月 日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社 平成12年9月 株式会社ドリームインキュベータ入社 平成14年9月 Jellyfish.株式会社（現：株式会社商業藝術）代表取締役就任 平成18年10月 ヒューマン・ベース株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成22年7月 当社監査役就任（現任）	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	徐 進	昭和43年7月25日生	平成7年4月 三菱電機株式会社入社 平成8年6月 株式会社クロスウェイ入社 平成12年4月 株式会社アクセスポート (現JWord株式会社)入社 平成15年3月 有限会社泰進設立 代表取締役就任 平成19年2月 株式会社エスプール 常勤 監査役(現任) 平成26年12月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計						740,000

(注)1. 取締役中垣徹二郎は、社外取締役であります。

2. 監査役佐々木陽三朗、小島圭介、徐進の3名は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成27年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、平成29年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成27年5月27日開催の定時株主総会終結の時から、平成31年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発ファッション・スタイルを世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の内容

イ. 取締役会

取締役会は取締役3名（うち1名は社外取締役）で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。取締役会には取締役及び監査役が出席し、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度、臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせ等を行っており、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

ロ. 監査役会

監査役会は監査役3名（全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役）で構成され、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、原則として月1回開催しております。立案・策定した監査計画に基づき、取締役の業務執行状況を中心に監査し、監査報告書を作成しております。監査結果については、取締役へ報告するとともに、指摘事項に対する改善状況の確認を行っております。

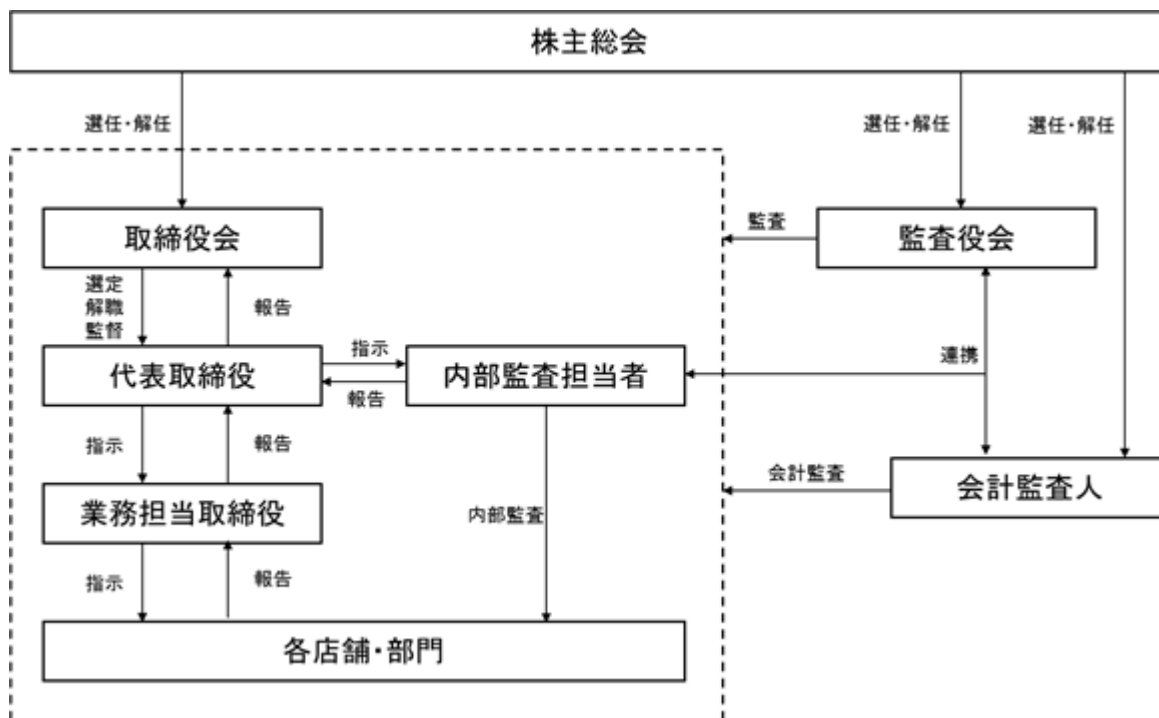
ハ. 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

二. 内部監査担当者

当社は代表取締役CEO直轄で内部監査担当者4名（管理部3名、事業部1名）を選任しております。当該担当者が年間計画及び代表取締役CEOからの指示に基づいて内部監査を実施し、代表取締役CEOに報告しております。当該担当者は監査結果を受け被監査部門に監査結果及び改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。また、当該担当者は随時、監査役及び会計監査人と連携し情報共有しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、監査役補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
- (2) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を受けなければならない。
- (3) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

ヘ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ト．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役がその職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
- (2) 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役がその職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (3) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

チ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。
- (2) 監査役は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査役、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (5) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

リ．反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査

当社は、未だ少人数による組織体制であるため、独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査担当者は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、管理部の責任者が兼務する内部監査責任者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーする業務監査を実施し、代表取締役が任命する管理部門以外に所属する内部監査担当者が管理部の業務監査を実施し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の維持改善を図っております。

ロ．監査役監査

監査役は、取締役会やその他重要な会議へ出席することによりコーポレート・ガバナンスのあり方やそれに基づき企業運営の状況を監視するとともに、常勤監査役を中心として、業務及び財産の状況調査等を行うことにより、取締役の業務執行を含む日常の業務内容を監査しております。当社では監査役3名の全員が社外監査役であり、それぞれがこれまでに培った専門的経験を活かし、第三者的な観点より経営に関する監視、助言を行うことにより、監査体制の強化を図っております。

監査役は、取締役会に必ず出席し、意見又は質問を述べるとともに、面談等により取締役から業務執行の状況について聴取や報告を受け、また、重要書類の閲覧等を行うことで、実行性の高い経営の監視に取り組んでおります。

また、監査計画に基づく監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めるとともに、知識の共有も図っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計処理・決算内容等についての監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 松本 保範

指定有限責任社員 業務執行社員 宮崎 大

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 5名

社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。

各社外取締役及び社外監査役と当社との間に、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の中垣徹二郎は19年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、国内外のさまざまな業種のベンチャー企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

社外監査役の佐々木陽三朗は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外監査役小島圭介は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外監査役徐進は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、法令等の施行に合わせて適時規程を制定・改訂し、リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価しています。当該リスクの重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図っております。

4. 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員等の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	48,000	48,000	-	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	450	450	-	-	-	1
社外監査役	3,450	3,450	-	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社には使用人兼務役員がおりませんので、記載しておりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

5. 役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備すること、及び有用な人材を迎えることができるようにすることを目的とするものであります。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

8. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9. 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計
上額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計
上額
該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
3,000	-	7,800	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）及び当事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修に適宜参加し、定期的に会計基準の検討を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	601,279	851,489
売掛金	170,816	184,917
商品	194,938	392,370
貯蔵品	1,587	2,430
繰延税金資産	35,570	35,675
その他	10,131	10,511
流動資産合計	1,014,323	1,477,395
固定資産		
有形固定資産		
建物	220,507	260,844
減価償却累計額	30,591	43,631
建物(純額)	189,915	217,213
工具、器具及び備品	13,884	22,146
減価償却累計額	8,415	11,553
工具、器具及び備品(純額)	5,468	10,592
建設仮勘定	1,074	9,833
有形固定資産合計	196,458	237,639
無形固定資産		
のれん	3,655	-
ソフトウェア	2,836	8,152
無形固定資産合計	6,491	8,152
投資その他の資産		
出資金	1,010	1,000
長期前払費用	8,319	5,092
差入保証金	109,968	214,099
繰延税金資産	3,365	3,810
投資その他の資産合計	122,663	224,002
固定資産合計	325,613	469,795
資産合計	1,339,937	1,947,190
負債の部		
流動負債		
買掛金	238,170	310,315
短期借入金	-	261,620
1年内返済予定の長期借入金	71,196	32,933
未払金	80,987	22,773
未払費用	91,385	115,253
未払法人税等	136,371	136,271
未払消費税等	17,519	44,374
賞与引当金	35,500	37,737
ポイント引当金	11,848	18,623
その他	9,173	14,212
流動負債合計	692,152	994,114
固定負債		
長期借入金	94,366	16,680
その他	2,563	-
固定負債合計	96,929	16,680
負債合計	789,081	1,010,794

(単位:千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,350	37,350
資本剰余金		
資本準備金	21,350	21,350
資本剰余金合計	21,350	21,350
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	492,155	877,696
利益剰余金合計	492,155	877,696
株主資本合計	550,855	936,396
純資産合計	550,855	936,396
負債純資産合計	1,339,937	1,947,190

【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

当第1四半期会計期間
(平成27年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	673,405
売掛金	287,145
たな卸資産	457,011
その他	41,905
流動資産合計	1,459,467
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	322,966
その他(純額)	16,666
有形固定資産合計	339,632
無形固定資産	10,448
投資その他の資産	
差入保証金	250,236
その他	9,155
投資その他の資産合計	259,391
固定資産合計	609,473
資産合計	2,068,941
負債の部	
流動負債	
買掛金	435,994
短期借入金	293,200
1年内返済予定の長期借入金	25,839
未払法人税等	43,581
賞与引当金	13,293
ポイント引当金	19,475
その他	213,350
流動負債合計	1,044,735
固定負債	
長期借入金	14,181
固定負債合計	14,181
負債合計	1,058,916
純資産の部	
株主資本	
資本金	37,350
資本剰余金	21,350
利益剰余金	951,325
株主資本合計	1,010,025
純資産合計	1,010,025
負債純資産合計	2,068,941

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	3,085,800	4,470,026
売上原価		
商品期首たな卸高	102,136	194,938
当期商品仕入高	1,458,238	2,289,731
合計	1,560,375	2,484,669
商品期末たな卸高	1 194,938	1 392,370
売上原価合計	1,365,436	2,092,299
売上総利益	1,720,363	2,377,727
販売費及び一般管理費	2 1,221,655	2 1,749,587
営業利益	498,707	628,139
営業外収益		
受取利息	91	100
受取配当金	18	40
受取補償金	1,628	177
その他	369	303
営業外収益合計	2,107	621
営業外費用		
支払利息	2,912	1,685
その他	341	89
営業外費用合計	3,253	1,774
経常利益	497,561	626,985
特別損失		
固定資産除却損	3 11,655	3 14,282
特別損失合計	11,655	14,282
税引前当期純利益	485,905	612,703
法人税、住民税及び事業税	193,099	227,713
法人税等調整額	14,114	550
法人税等合計	178,984	227,163
当期純利益	306,921	385,540

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
売上高	1,239,965
売上原価	590,949
売上総利益	649,015
販売費及び一般管理費	531,291
営業利益	117,724
営業外収益	
受取利息	0
その他	56
営業外収益合計	56
営業外費用	
支払利息	323
その他	18
営業外費用合計	342
経常利益	117,438
税引前四半期純利益	117,438
法人税等	43,809
四半期純利益	73,628

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,350	21,350	21,350	185,234	185,234	243,934	243,934
当期変動額							
当期純利益				306,921	306,921	306,921	306,921
当期変動額合計	-	-	-	306,921	306,921	306,921	306,921
当期末残高	37,350	21,350	21,350	492,155	492,155	550,855	550,855

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,350	21,350	21,350	492,155	492,155	550,855	550,855
当期変動額							
当期純利益				385,540	385,540	385,540	385,540
当期変動額合計	-	-	-	385,540	385,540	385,540	385,540
当期末残高	37,350	21,350	21,350	877,696	877,696	936,396	936,396

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	485,905	612,703
減価償却費	20,398	30,004
ソフトウェア償却費	1,156	1,670
のれん償却額	6,512	3,655
賞与引当金の増減額（は減少）	12,466	2,237
ポイント引当金の増減額（は減少）	5,138	6,774
受取利息及び受取配当金	109	140
支払利息	2,912	1,685
受取補償金	1,628	177
固定資産除却損	11,655	14,282
売上債権の増減額（は増加）	67,197	14,100
たな卸資産の増減額（は増加）	93,778	198,275
仕入債務の増減額（は減少）	96,172	72,144
未払金の増減額（は減少）	5,115	536
未払費用の増減額（は減少）	33,802	23,868
未払消費税等の増減額（は減少）	2,111	26,854
その他	15,797	3,355
小計	532,207	586,006
利息及び配当金の受取額	109	140
利息の支払額	2,912	1,685
補償金の受取額	1,628	177
法人税等の支払額	158,803	227,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	372,230	356,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	69,027	137,823
長期前払費用の取得による支出	6,555	-
ソフトウェアの取得による支出	-	5,736
資産除去債務の履行による支出	2,121	1,800
差入保証金の差入による支出	40,204	107,435
差入保証金の回収による収入	1,600	500
出資金の回収による収入	-	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	116,307	252,286
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	110,000	261,620
長期借入れによる収入	65,000	-
長期借入金の返済による支出	112,667	115,949
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,667	145,671
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	98,255	250,210
現金及び現金同等物の期首残高	503,024	601,279
現金及び現金同等物の期末残高	601,279	851,489

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く） 定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、5年間で均等償却しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く) 定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、5年間で均等償却しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
当座貸越極度額の総額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	10,008	845
差引額	39,992	49,155

(損益計算書関係)

- 1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
	164千円	660千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度18%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
地代家賃	363,275千円	494,094千円
販売手数料	202,603	334,992
役員報酬	36,360	51,900
給与及び手当	239,580	341,485
賞与	18,893	29,496
賞与引当金繰入額	35,500	37,737
減価償却費	20,398	30,004
ソフトウェア償却費	1,156	1,670
のれん償却額	6,512	3,655

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
建物	11,610千円	14,240千円
工具、器具及び備品	45	42
計	11,655	14,282

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,050	-	-	2,050
合計	2,050	-	-	2,050

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,050	-	-	2,050
合計	2,050	-	-	2,050

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
現金及び預金勘定	601,279千円	851,489千円
現金及び現金同等物	601,279	851,489

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は設備投資及び運転資金であり、償還日は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	601,279	601,279	-
(2) 売掛金	170,816	170,816	-
(3) 出資金	1,010	1,010	-
(4) 差入保証金	109,968	105,581	4,387
資産計	883,074	878,687	4,387
(1) 買掛金	238,170	238,170	-
(2) 未払金	80,987	80,987	-
(3) 未払費用	91,385	91,385	-
(4) 未払法人税等	136,371	136,371	-
(5) 未払消費税等	17,519	17,519	-
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	165,562	166,633	1,071
負債計	729,996	731,067	1,071

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	598,714	-	-	-
売掛金	170,816	-	-	-
差入保証金	-	10,749	99,219	-
合計	769,530	10,749	99,219	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	71,196	58,044	25,614	10,708	-	-
合計	71,196	58,044	25,614	10,708	-	-

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は設備投資及び運転資金であり、償還日は最長で決算日後3年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	851,489	851,489	-
(2) 売掛金	184,917	184,917	-
(3) 出資金	1,000	1,000	-
(4) 差入保証金	214,099	209,407	4,691
資産計	1,251,506	1,246,814	4,691
(1) 買掛金	310,315	310,315	-
(2) 短期借入金	261,620	261,620	-
(3) 未払金	22,773	22,773	-
(4) 未払費用	115,253	115,253	-
(5) 未払法人税等	136,271	136,271	-
(6) 未払消費税等	44,374	44,374	-
(7) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	49,613	50,027	414
負債計	940,221	940,633	414

(注) 1. 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	847,110	-	-	-
売掛金	184,917	-	-	-
差入保証金	-	13,281	185,131	15,686
合計	1,032,027	13,281	185,131	15,686

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,933	9,996	6,684	-	-	-
合計	32,933	9,996	6,684	-	-	-

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 38名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)	普通株式 225株	普通株式 171株
付与日	平成24年4月27日	平成25年12月27日
権利確定条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	(注2)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月27日 至 平成34年4月26日	自 平成27年12月20日 至 平成33年12月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第2回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成27年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年2月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	225	-
付与	-	171
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	225	171
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	100,000	200,000
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の単価は、未公開企業であるため、単位あたりの本源的価値を見積る方式により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 49,709千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 38名	当社従業員 40名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)	普通株式 225株	普通株式 171株	普通株式 42株
付与日	平成24年4月27日	平成25年12月27日	平成26年12月13日
権利確定条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	(注2)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月27日 至 平成34年4月26日	自 平成27年12月20日 至 平成33年12月19日	自 平成28年12月13日 至 平成33年12月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第2回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ・新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成27年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

3. 第3回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ・新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成28年12月13日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から2年を経過した日

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年2月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	225	171	-
付与	-	-	42
失効	-	13	1
権利確定	225	-	-
未確定残	-	158	41
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	225	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	225	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	100,000	200,000	470,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の単価は、未公開企業であるため、単位あたりの本源的価値を見積る方式により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 120,304千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年2月28日)
繰延税金資産	
未払賞与	13,994千円
ポイント引当金	4,670
未払社会保険料	1,830
減価償却超過額	335
一括償却資産償却超過額	815
資産除去債務	2,548
未払事業税	13,772
未払事業所税	350
たな卸資産評価損	64
その他	1,222
繰延税金資産計	39,606
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	670
繰延税金負債計	670
繰延税金資産の純額	38,936

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年2月28日)
法定実効税率	39.4%
(調整)	
税額控除	2.0
住民税均等割	0.2
評価性引当金の増減額	0.8
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.4%から37.1%になります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産	
未払賞与	14,004千円
ポイント引当金	6,911
未払社会保険料	1,831
減価償却超過額	71
一括償却資産償却超過額	908
資産除去債務	2,638
未払事業税	12,291
未払事業所税	391
たな卸資産評価損	245
その他	192
繰延税金資産計	39,486
繰延税金負債計	-
繰延税金資産の純額	39,486

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.4%から37.1%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.1%から35.4%になります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成25年3月1日至平成26年2月28日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

当社は本社建物及び各店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

当社は本社建物及び各店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	谷 正人			当社代表取締役	（被所有） 直接 21.0 間接 8.8	債務被保証	当社銀行借入金に対する債務被保証（注）	165,562		

（注） 当社は、銀行借入に対して代表取締役谷正人より債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

	当事業年度 （自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）
1株当たり純資産額	268.71円
1株当たり当期純利益金額	149.72円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2．当社は平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）
当期純利益金額（千円）	306,921
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	306,921
期中平均株式数（株）	2,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数396個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり純資産額	456.78円
1株当たり当期純利益金額	188.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
当期純利益金額(千円)	385,540
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	385,540
期中平均株式数(株)	2,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数424個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年5月26日を基準日として平成27年5月27日付で次のように株式分割及び単元株制度導入を行っております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、株式上場に向けて株式の流通活性化と投資家層の拡大を図るため、株式の分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

株式分割の方法

平成27年5月26日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	普通株式	2,050株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	2,047,950株
株式分割後の当社発行済株式総数	普通株式	2,050,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年5月27日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(4) 発行可能株式総数の増加及び単元株制度の導入

平成27年5月27日をもって定款変更を行い、発行可能株式総数を7,992,000株増加して8,000,000株とし、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第1四半期会計期間 (平成27年5月31日)
当座貸越極度額の総額	650,000千円
借入実行残高	260,000
差引額	390,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
減価償却費	11,684千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	35.92円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	73,628
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	73,628
普通株式の期中平均株式数(株)	2,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価ができませんので、記載しておりません。
2. 当社は、平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	220,507	70,202	29,865	260,844	43,631	26,478	217,213
工具、器具及び備品	13,884	8,692	430	22,146	11,553	3,525	10,592
建設仮勘定	1,074	96,161	87,401	9,833	-	-	9,833
有形固定資産計	235,465	175,057	117,697	292,824	55,184	30,004	237,639
無形固定資産							
のれん	32,561	-	-	32,561	32,561	3,655	-
ソフトウェア	5,784	6,986	-	12,770	4,618	1,670	8,152
無形固定資産計	38,345	6,986	-	45,332	37,179	5,325	8,152
長期前払費用	10,058	-	336	9,721	4,629	3,052	5,092

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	福岡店	20,462	大阪店	18,241
	減少額(千円)	心斎橋店	15,946	大阪店	9,967

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	261,620	0.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	71,196	32,933	0.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	94,366	16,680	1.0	平成28年~29年
合計	165,562	311,233	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,996	6,684	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	35,500	37,737	35,500	-	37,737
ポイント引当金	11,848	18,623	11,848	-	18,623

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	4,379
預金	
普通預金	847,110
小計	847,110
合計	851,489

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ルミネ	44,374
株式会社パルコ	42,780
株式会社スタートトゥデイ	39,674
株式会社大丸松坂屋百貨店	17,929
その他	40,159
合計	184,917

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
170,816	4,810,823	4,796,722	184,917	96.3	13.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ.商品

品目	金額(千円)
商品	
STUDIOUS店舗向け商品	391,997
UNITED TOKYO店舗向け商品	373
合計	392,370

固定資産

イ. 差入保証金

相手先	金額(千円)
店舗貸借保証金・敷金	195,041
その他	19,057
合計	214,099

流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
三敬株式会社	20,822
有限会社SESSION	14,468
株式会社清松貿易	12,534
株式会社アイディーシー	10,055
その他	252,434
合計	310,315

ロ. 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与等	29,026
株式会社スタートトゥデイ	21,559
株式会社ルミネ	15,441
株式会社パルコ	12,059
その他	37,165
合計	115,253

ハ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	87,230
未払住民税	15,917
未払事業税	33,122
合計	136,271

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.studious.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所へ上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（3）募集株式または募集株式新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年12月27日	平成26年12月13日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 171株	普通株式 42株
発行価格	200,000円 (注3)	470,000円 (注3)
資本組入額	100,000円	235,000円
発行価額の総額	34,200,000円	19,740,000円
資本組入額の総額	17,100,000円	9,870,000円
発行方法	平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成26年12月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注2)

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年2月28日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式により算定された価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき200,000円	1株につき470,000円
行使請求期間	自 平成27年12月20日 至 平成33年12月19日	自 平成28年12月13日 至 平成33年12月19日
行使の条件及び譲渡に関する事項	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権 について、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員12名)により、発行数は152株、発行価額の総額は30,400,000円、資本組入額の総額は15,200,000円となっております。
6. 新株予約権 について、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員4名)により、発行数は38株、発行価額の総額は17,860,000円、資本組入額の総額は8,930,000円となっております。
7. 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2【取得者の概況】

平成25年12月19日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
谷 正人	東京都渋谷区	会社役員	60	12,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役 CEO)
中水 英紀	東京都渋谷区	会社役員	40	8,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
頃安 祐示	神奈川県川崎市宮前区	会社員	4	800,000 (200,000)	当社の従業員
佐藤 克徳	東京都世田谷区	会社員	4	800,000 (200,000)	当社の従業員
久保 歩史	大阪府大阪市中央区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
熊沢 俊哉	神奈川県平塚市	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
中根 大樹	愛知県名古屋市中区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
西山 和希	東京都杉並区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
舟橋 秀臣	東京都世田谷区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
三浦 健	東京都杉並区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
吉永 淳弥	東京都世田谷区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
柿島 遼	埼玉県児玉郡上里町	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
川崎 俊啓	愛知県名古屋市中区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
篠原 まどか	東京都世田谷区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
玉井 秀樹	千葉県市川市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
原 竜二	東京都渋谷区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
水口 拓弥	東京都新宿区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
芥川 志帆	神奈川県横浜市青葉区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
浅沼 惇	東京都世田谷区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
大釜 翼	東京都杉並区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
崎原 早恵	大阪府大阪市中央区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
竹内 孜介	大阪府藤井寺市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田中 芹里香	大阪府大阪市西区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
丁村 直樹	大阪府大阪市西淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
中村 勇貴	東京都世田谷区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
藤村 佳織	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
森下 瑛美	神奈川県川崎市中原区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
渡辺 知美	東京都新宿区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員

(注) 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

平成26年12月12日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
菅井 隆行	東京都江戸川区	会社員	2	940,000 (470,000)	当社の従業員
宮城 大	神奈川県横浜市旭区	会社員	2	940,000 (470,000)	当社の従業員
飯田 さな	東京都練馬区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
伊藤 靖恵	東京都杉並区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
岩瀬 陽彦	東京都中野区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
大庭 敏幸	東京都中野区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
柿島 遼	埼玉県児玉郡上里町	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
河野 大和	東京都足立区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
久保 歩史	大阪府大阪市中央区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
佐伯 祥太	兵庫県明石市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
坂 直子	兵庫県神戸市中央区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
坂本 弘熙	東京都世田谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
崎原 早恵	大阪府大阪市中央区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
佐藤 宏之	愛知県名古屋市中区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
澤之井 頌子	東京都世田谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
新宅 勇也	大阪府箕面市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
孫 潔	埼玉県新座市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
田中 大貴	東京都目黒区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
玉井 秀樹	千葉県市川市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
近森 章一	東京都杉並区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
津口 重樹	神奈川県相模原市緑区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
寺田 愛梨	東京都国分寺市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
中川 薫	千葉県市川市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
中村 勇貴	東京都世田谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
蓮澤 淳一	東京都世田谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
原田 真希	東京都目黒区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
深澤 由寛	東京都世田谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
福田 省吾	東京都杉並区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
三崎 裕也	東京都杉並区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
水口 拓弥	東京都新宿区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
宮原 崇	東京都渋谷区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
矢野 勇太	大阪府大阪市旭区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
山本 悠太	東京都新宿区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
吉元 将人	愛知県岡崎市	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
饒平名 祥吾	東京都練馬区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員
渡邊 倫子	東京都目黒区	会社員	1	470,000 (470,000)	当社の従業員

(注) 平成27年4月28日開催の取締役会決議により、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
谷 正人(注)2, 4	東京都渋谷区	640,000 (210,000)	25.96 (8.52)
N V C C 6号投資事業有限責任組合 (注)4	東京都千代田区丸の内二丁目4番1 号丸の内ビルディング34階	430,000	17.44
中水 英紀(注)3, 4	東京都渋谷区	425,000 (115,000)	17.24 (4.67)
鹿島 克美(注)4	東京都世田谷区	420,000	17.04
株式会社 MT Asset Management (注)4, 5	東京都渋谷区渋谷三丁目13番5号	180,000	7.30
株式会社 K Asset Management (注)4	東京都渋谷区神宮前三丁目21番8号	180,000	7.30
株式会社 ASIA Asset Management (注)4, 5	東京都渋谷区鶯谷町14番	100,000	4.06
久保 歩史(注)6	大阪府大阪市中央区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
頃安 祐示(注)6	神奈川県川崎市宮前区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
佐藤 克徳(注)6	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.16 (0.16)
柿島 遼(注)6	埼玉県児玉郡上里町	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
熊沢 俊哉(注)6	神奈川県平塚市	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
玉井 秀樹(注)6	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
中根 大樹(注)6	愛知県名古屋市中区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
西山 和希(注)6	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
舟橋 秀臣(注)6	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
三浦 健(注)6	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
水口 拓弥(注)6	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
吉永 淳弥(注)6	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.12 (0.12)
川崎 俊啓(注)6	愛知県名古屋市中区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
崎原 早恵(注)6	大阪府大阪市中央区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
篠原 まどか(注)6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
菅井 隆行(注)6	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
中村 勇貴(注)6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
原 竜二(注)6	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
宮城 大(注)6	神奈川県横浜市旭区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
芥川 志帆(注)6	神奈川県横浜市青葉区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
浅沼 惇(注)6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
飯田 さな(注)6	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
伊藤 靖恵(注)6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
岩瀬 陽彦(注)6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
大釜 翼(注)6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
大庭 敏幸(注)6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
河野 大和(注)6	東京都足立区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
佐伯 祥太(注)6	兵庫県明石市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
坂 直子(注)6	兵庫県神戸市中央区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
坂本 弘熙(注)6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
佐藤 宏之(注)6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
澤之井 頌子(注)6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
新宅 勇也(注)6	大阪府箕面市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
孫 潔(注)6	埼玉県新座市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
竹内 孜介(注)6	大阪府藤井寺市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田中 芹里香(注)6	大阪府大阪市西区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田中 大貴(注)6	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
近森 章一(注)6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
丁村 直樹(注)6	大阪府大阪市西淀川区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
津口 重樹(注)6	神奈川県相模原市緑区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田 愛梨(注)6	東京都国分寺市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
中川 薫(注)6	千葉県市川市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
蓮澤 淳一(注)6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
原田 真希(注)6	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
深澤 由寛(注)6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
福田 省吾(注)6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
藤村 佳織(注)6	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
三崎 裕也(注)6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
宮原 崇(注)6	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
森下 瑛美(注)6	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
矢野 勇太(注)6	大阪府大阪市旭区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山本 悠太(注)6	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
吉元 将人(注)6	愛知県岡崎市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
饒平名 祥吾(注)6	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
渡辺 知美(注)6	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
渡邊 倫子(注)6	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
計	-	2,465,000 (415,000)	100.00 (16.84)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役CEO)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

6. 当社の従業員

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月22日

株式会社STUDIOUS

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社STUDIOUSの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STUDIOUSの平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月22日

株式会社STUDIOUS

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社STUDIOUSの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STUDIOUSの平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月22日

株式会社STUDIOUS

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社STUDIOUSの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社STUDIOUSの平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。